

深セン市経済特区の模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売する違法行為 の厳重取り締まりに関する条例

2019年10月31日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

深セン市経済特区の模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売する違法行為の

厳重取り締まりに関する条例

(1993年7月24日深セン市第1期人民代表大会常務委員会第17回会議採択、1994年6月18日深セン市第1期人民代表大会常務委員会第23回会議改訂、1997年5月27日深セン市第2期人民代表大会常務委員会第15回会議改訂、1997年12月17日深セン市第2期人民代表大会常務委員会第19回会議改訂、2019年10月31日深セン市第6期人民代表大会常務委員会第36回会議改訂)

第一章 総則

第1条 模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売する違法行為を厳重に取り締まり、使用者、消費者の合法的な権益を保護し、深セン経済特区（以下、「特区」という）の市場経済秩序を維持するため、本条例を制定する。

第2条 模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売をすることを禁止し、模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売方法を伝達することを禁止し、模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売のために条件及びサービスを提供することを禁止する。

第3条 本条例にいう偽造・粗悪商品とは以下を指す。

- (1) 雑物を混入、偽物を混入、偽物を本物と偽る、劣等品を優良品と偽る、不合格商品を合格商品と偽るもの。
- (2) 人体の健康、人身又は財産の安全を保障する国の基準、業界の基準若しくは地方の基準に合致せず、又は人体の健康、人身若しくは財産の安全を脅かす不合理な危険が存在するもの。
- (3) 期限を過ぎ、効力を失い又は変質したもの。
- (4) 国が明文をもって淘汰を命じたもの。
- (5) 表記される技術指標が実際と合致せず、且つ有しなければならない使用価値を有していないもの。

第4条 本条例にいう模倣商品とは以下を指す。

(1) 登録商標の所有者の許諾を得ずに、同種の商品又は類似商品において登録商標と同一又は類似する商標を使用したもの。

(2) 商品の有名・優良マーク、認証又は許可書類の番号、商品の産地、他人の名称、商号、所在地を偽って使用したもの。

(3) 特許記号、特許番号又は生産許可証番号を偽って使用したもの。

(4) 権利者の許諾を得ずに、音声、映像、コンピューターソフトウェア製品を複製したもの。

第 5 条 市場監督管理部門は、模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる主管部門（以下、「主管部門」という）であり、その他の関連行政管理部门は各自の職責の範囲内において、法により模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる。

第 6 条 使用者、消費者、使用者及び消費者の権益を保護する社会組織、報道組織及びその他の組織、個人は、模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者に対して社会的監督を行う権利を有する。

第二章 生産者の義務

第 7 条 本条例にいう生産者とは、商品を製造、加工し又は他人に委託して商品を製造、加工し、及び商品の製造、加工に対して監督を行う組織（以下、「生産組織」という）及び個人を指す。

生産者は商品品質管理の法律、法規を厳格に遵守し、関連する商品品質基準を実施しなければならない。

第 8 条 生産組織の法定代表者又は責任者は、本組織が生産する商品の品質に対し責任を負わなければならない。本組織の従業員に模倣、偽造・粗悪商品の生産を強制し、指示し又は容認してはならない。

第 9 条 生産組織の品質検査機関及び品質検査人員は、商品品質の検査に対し責任を負わなければならない。不合格商品に合格証を発行してはならない。

第 10 条 商品の品質が所定の基準又は等級に達していないが、一定の使用価値を有

し、人体の健康、人身又は財産の安全に対する不合理な危険が存在しない場合、当該商品又はその包装の目を引く位置に、「処理品」、「等外品」又は「劣等品」の字句を表示しなければならない、これをもってはじめて販売することができる。

第三章 販売者の義務

第 11 条 本条例にいう販売者とは、商品を販売し、又は他人に委託して商品を販売する組織（以下、「販売組織」という）及び個人を指す。

販売者は商品品質管理の法律、法規を厳格に遵守しなければならない。

第 12 条 販売組織の法定代表者又は責任者は、本組織が販売する商品の品質に対し責任を負い、本組織の従業員に模倣、偽造・粗悪商品の販売を強制し、指示し又は容認してはならない。

第 13 条 販売組織の購買人員は模倣、偽造・粗悪商品を購入してはならない。

第 14 条 販売組織の関連責任者及び品質検査人員は、仕入検査制度を執行しなければならない、模倣、偽造・粗悪商品を発見した場合、市場監督管理部門又はその他の関連部門に通報しなければならない。

第四章 関係者の義務

第 15 条 本条例にいう関係者とは、商品の生産、販売のために条件又はサービスを提供する組織及び個人を指す。

関係者は商品の生産、販売のために条件又はサービスを提供する場合、関連法律、法規の規定を厳格に遵守しなければならない。

第 16 条 場所又は設備の賃貸人は賃借人による場所、設備の利用状況について監督を行わなければならない、賃借人が場所、設備を利用して模倣、偽造・粗悪商品を生産し、又は販売していることを発見した場合、市場監督管理部門又はその他の関連部門に直ちに通報しなければならない。

第 17 条 いかなる組織及び個人も模倣した商標マーク、有名・優良マーク、認証マークを印刷制作し及び販売してはならない。

登録商標マーク、有名・優良マーク、認証マーク又は登録商標マーク、有名・優良マーク、認証マークが含まれる包装物及びプレートを印刷制作する場合、印刷請負人は関連する証明書類を検査し、かつ複写し、保管しなければならない。委託人が証明書類を提供できない場合、印刷請負人は印刷を引き受けてはならない。

印刷請負人は印刷を引き受ける登録商標マーク、有名・優良マーク、認証マーク又は登録商標マーク、有名・優良マーク、認証マークが含まれる包装物及びプレートを委託人以外の者に譲渡してはならない。

第 18 条 倉庫保管者及び運送者が、商品の保管、運送を請け負ったときに、模倣、偽造・粗悪商品を発見したときは、保管又は運送サービスの提供を拒否し、かつ関連部門又はその他の市場監督管理部門に通報しなければならない。

第 19 条 広告事業者は法律、法規の関連規定に従い、関連証明書類を検査し、広告内容を審査しなければならず、制作、掲載・放送、貼付又はその他の方法をもって模倣、偽造・粗悪商品のために広告サービスを提供してはならない。

第五章 行政管理

第 20 条 市場監督管理部門及びその他の関連する行政管理部門は模倣、偽造・粗悪商品の取り締まり業務において、関連する法律、法規の規定に従い、各自の職責を履行し、互いに力を合わせ、密接に協力しなければならない。

第 21 条 模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる行政法執行人員は、訓練を受け、審査に合格した後、行政法執行人員証を所持しなければならず、これをもってはじめて業務を開始することができる。

法執行人員が模倣、偽造・粗悪商品の取り締まりの公務を執行する場合、少なくとも 2 名が参加し、かつ当事者に行政法執行人員証を呈示しなければならない。

第 22 条 行政法執行人員は模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる場合、関連証拠資料を法により調査、収集する権利を有し、調査対象の組織及び個人は状況を事実の通りに報

告し、必要な資料を提供しなければならない。いかなる組織及び個人も行政法執行人員の法執行活動を妨害し、又は邪魔してはならない。

当事者の正当な技術秘密及び営業秘密について、行政法執行人員は秘密を保持しなければならない。

第 23 条 行政法執行部門及びその行政法執行人員が模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる場合、取り締まり事件に関連する模倣、偽造・粗悪商品の生産地、生産者、供給者、販売者、倉庫保管者、運送者及びその他の関係者を追跡調査しなければならない。

第 24 条 市場監督管理部門及びその他の関連行政管理部門が模倣、偽造・粗悪商品を取り締まる場合、模倣、偽造・粗悪商品の生産地、生産者、供給者、販売者、倉庫保管者、運送者又はその他の関係者が特区外に所在することが発覚した場合は、上級部門に報告し、かつ特区外の所在地域の関連部門に状況を通報し、その取り締まり業務に協力しなければならない。

第 25 条 市場監督管理部門が取り締まりを行う模倣、偽造・粗悪商品事件について、事実が明らかで、証拠が確実であり、罰金額が 3000 元以下で、当事者に異議がない場合、現場で処罰することができる。現場で処罰する場合、現場処罰決定書を作成しなければならない。

前項に基づいて現場で処罰する場合、行政法執行人員は現場記録を作成しなければならない。現場記録には、当事者の基本状況、主な違法事実、処罰内容を記載し、かつ行政法執行人員及び当事者が署名しなければならない。

第 26 条 前条の規定に従って現場で処罰することができるほか、その他の模倣、偽造・粗悪商品事件については、市場監督管理部門が発見し又は通報を受けた後、直ちに審査を行わなければならない。立件条件に合致する場合は、立件しなければならない。

第 27 条 市場監督管理部門が模倣、偽造・粗悪商品事件を取り締まる場合、立件の日から 90 日以内に処分決定を下さなければならない。重大で複雑な模倣、偽造・粗悪商品事件については、区以上の主管部門の行政首長の許可を得て延長することができるが、延長期間は 90 日を超えてはならない。

第 28 条 市場監督管理部門は封印又は差し押さえた以下の商品に対し、その他の証拠保全措置を講じた後、優先的に処理することができる。

- (1) 破損し易い生鮮商品。
- (2) 腐敗、変質し易い商品。
- (3) その他の保存しにくい商品。

第 29 条 区以上の主管部門の行政首長の許可を得て、模倣、偽造・粗悪の疑いがある商品の封印、差し押えを決定することができる。封印の期間は 60 日を超えてはならず、特別な状況の場合、市の市場監督管理部門の行政首長の許可を得て延長することができるが、延長期間は 90 日を超えてはならない。

模倣、偽造・粗悪の疑いがある商品を封印し、差し押さえる場合、決定書を作成し、かつ当事者に送達しなければならない。

模倣、偽造・粗悪の疑いがある商品を封印し、差し押さえる場合、封印、差し押えリストを作成しなければならない。封印、差し押えリストは当事者により署名されなければならない。当事者が現場におらず又は署名を拒否する場合、行政法執行人員は証人を招請し封印、差し押えリストに署名させなければならない。

第 30 条 市場監督管理部門は、封印し又は差し押えた模倣、偽造・粗悪の疑いがある商品に対して、封印又は差し押えの日から 7 業務日内に鑑定の結論を出さなければならない。検査

技術条件による制限が原因で、所定の期間内において鑑定の結論を出せない場合、区以上の技術監督行政管理部门の行政首長の許可を得て、鑑定期間を適切に延長することができるが、最長でも 30 日を超えてはならない。

鑑定の結果、模倣、偽造・粗悪商品に該当しない場合、直ちに封印又は差し押えを解除しなければならない。

第 31 条 市場監督管理部門は模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者に対し、書類保管制度を構築しなければならない。

模倣、偽造・粗悪商品を生産及び販売した者に対して、本条例の規定に従って処罰を科すほか、模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売した場所で目を引く位置に「模倣、偽造・粗悪商品生産者」又は「模倣、偽造・粗悪商品販売者」という警告表示を 10 日間掲げ

ることができる。

第 32 条 没収した模倣、偽造・粗悪商品は、市場監督管理部門及びその他の関連行政管理部門が法により処理する。

第 33 条 市場監督管理部門は模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者の名称又は氏名、商号、住所、企業の法定代表者又は主な責任者の氏名、模倣、偽造・粗悪商品の名称、又は検査結果を定期的に公表しなければならない。

第六章 社会的監督

第 34 条 使用者及び消費者は模倣、偽造・粗悪商品により損害を受けた場合、使用者及び消費者の権益を保護する社会組織又はその他の関連部門に対し苦情を訴える権利を有し、裁判所に直接提訴することもできる。

第 35 条 いかなる組織及び個人も模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売を発見した場合、市場監督管理部門及びその他の関連部門に通報する権利を有する。

模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者又は関係者を通報し功労のあった組織又は個人に対し、市場監督管理部門又はその他の関連部門は褒賞を与えなければならない。

市場監督管理部門及びその他の関連部門は通報者のために秘密を保持しなければならない。必要な場合、公安機関は通報者の安全を保護するための措置を講じなければならない。

第 36 条 使用者及び消費者の権益を保護する社会組織は、模倣、偽造・粗悪商品の生産及び販売の禁止に対して以下の職責を履行する。

(1) 使用者及び消費者より模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者に対する苦情を受け、かつ苦情について調査を行い、市場監督管理部門又はその他の関連行政管理部門に対して処理、提言を提出すること。

(2) 模倣、偽造・粗悪商品を識別する方法及び使用者、消費者の権益を保護するコンサルティングサービスを使用者、消費者に提供すること。

(3) 模倣、偽造・粗悪商品の取り締まり、検査に参加し、かつ市場監督管理部門により確認された模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者の名称又は氏名、商号、

住所、企業の法定代表者又は主な責任者の氏名、模倣、偽造・粗悪商品の名称又は検査結果を社会に公表すること。

第 37 条 使用者及び消費者の権益を保護する社会組織の従業員が職責を履行するとき、関連組織及び個人は協力し、便宜を提供しなければならない。

第 38 条 報道組織は模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売する違法行為に対して、以下の方法で監督を行う。

(1) 市場監督管理部門又は使用者及び消費者の権益を保護する社会組織の委託に応じて、模倣、偽造・粗悪商品の生産者、販売者、関係者の名称又は氏名、商号、住所、企業の法定代表者又は主な責任者の氏名、模倣、偽造・粗悪商品の名称又は検査結果を公表すること。(2) 模倣、偽造・粗悪商品についての違法行為を開示すること。

(3) 模倣、偽造・粗悪商品の識別方法及び使用者、消費者の権益を保護するコンサルティングサービスを使用者、消費者のために提供すること。

第七章 法的責任

第 39 条 模倣、偽造・粗悪商品を生産する場合、市場監督管理部門又はその他の関連行政管理部门は強制的に生産を停止させ、模倣、偽造・粗悪商品及び制作、加工のための工具、設備及び原材料を没収し、違法所得を没収し、生産した模倣商品の総価値の 1~2 倍、生産した偽造・粗悪商品の総価値の 1~3 倍の額の罰金をそれぞれ科すことができ、かつ生産停止、整理を行うよう命じることができ、又は市場監督管理部門が法により営業許可証を取り上げることができる。模倣、偽造・粗悪商品を販売する場合、市場監督管理部門又はその他の関連行政管理部门は強制的に販売を停止させ、模倣、偽造・粗悪商品及び違法所得を没収し、模倣商品の総価値の 50%~2 倍、偽造・粗悪商品の総価値 50%~3 倍の罰金を科すことができ、かつ営業停止、整理を行うよう命じることができ、又は市場監督管理部門が法により営業許可証を取り上げることができる。

第 40 条 以下の模倣、偽造・粗悪商品を生産する場合、市場監督管理部門又はその他の関連行政管理部门は強制的に生産を停止させ、模倣、偽造・粗悪商品及び制作、加工のための工具、設備及び原材料を没収し、違法所得を没収し、生産した模倣商品の総価値の 1~3 倍、生産した偽造・粗悪商品の総価値の 1~5 倍の罰金をそれぞれ科すこと

ができ、かつ市場監督管理部門が法により営業許可証を取り上げることができる。以下の模倣、偽造・粗悪商品を販売する場合、市場監督管理部門又はその他の関連行政管理部门は強制的に販売を停止させ、模倣、偽造・粗悪商品及び違法所得を没収し、模倣商品の総価値の50%～3倍、偽造・粗悪商品の総価値の50%～5倍の罰金をそれぞれ科すことができ、かつ営業停止、整理を行うよう命じることができ、又は市場監督管理部門は法により営業許可証を取り上げることができる。

(1) 模倣、偽造・粗悪の食品、飲料、酒、薬品、化粧品、医療器械、医療用衛生材料又はその他の人体の健康を脅かすもの。

(2) 模倣、偽造・粗悪の電気器具、圧力容器、易燃性・易爆性を有するもの、又はその他の人身、財産の安全を脅かすもの。

(3) 模倣、偽造・粗悪の化学肥料、農薬、動物用医薬品、種、セメント、鋼材又はその他の重要な生産資材。

第41条 模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売し及び模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売のために条件及びサービスを提供した組織の法定代表者又は主な責任者に対して、市場監督管理部門は1万元以上10万元以下の罰金を科し、かつ関連する部門が行政処分を与える。

前項の処罰を受けた場合、3年以内は組織の法定代表者又は主な責任者を担当してはならず、個人経営による商工業にも従事してはならない。

第42条 品質検査人員が模倣、偽造・粗悪商品のために合格証を発行し又は模倣、偽造・粗悪商品であることを明らかに知りながら検収した場合、市場監督管理部門は違法所得を没収し、1万元以上3万元以下の罰金を科し、かつ関連部門が行政処分を与える。

第43条 販売組織の購買人員が故意に模倣、偽造・粗悪商品を購入した場合、市場監督管理部門は違法所得を没収し、購買金額の10%～20%の罰金を科すが、罰金は最低でも1万元を下回ってはならない。

第44条 他人が模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売することを知りながら、これに場所、設備及びその他の条件を提供した場合、市場監督管理部門は場所、設備及びその他の条件の提供の停止を命じ、賃貸料又は使用料による収入を没収し、かつ賃貸料又は

使用料による収入の総額の 5 倍～10 倍の罰金を科す。

第 45 条 模倣した登録商標マーク、認証マーク、有名・優良マークの印刷を請け負い又は譲渡する場合、市場監督管理部門は印刷制作又は譲渡の停止を命じ、違法に印刷制作、譲渡した、模倣の登録商標マーク、認証マーク、有名・優良マーク及び印刷制作工具、設備及び原材料を没収し、違法取得を没収し、印刷を請け負い又は譲渡した模倣、偽造・粗悪の登録商標マーク、認証マーク又は有名・優良マークの総価値の 1～5 倍の罰金を科し、かつ生産停止、営業停止、整理を行うよう命じ、又は市の市場監督管理部門が営業許可証を一時的に差し押さえる。整理改善の要求に達したことが検査により確認された場合、市場監督管理部門は営業許可証を返却する。

第 46 条 倉庫保管者、運送者が模倣、偽造・粗悪商品であることを明らかに知りながら、保管又は運送を行った場合、市場監督管理部門は保管料又は運送料を没収し、保管料又は運送料による収入の 5～10 倍の罰金を科し、かつ営業停止、整理を行うよう命じ、又は市場監督管理部門が営業許可証を一時的に差し押さえる。整理改善の要求に達したことが検査により確認された場合、市場監督管理部門は営業許可証を返却する。

第 47 条 広告事業者が法により関連する証明書を検査せずかつ広告内容を審査せず、模倣、偽造・粗悪模倣、偽造・粗悪商品のために広告サービスを提供した場合、市場監督管理部門は以下の処罰を与える。

- (1) 強制的に広告の発布を停止させる。
- (2) 公開して是正するよう命じる。
- (3) 広告費を没収する。
- (4) 広告費の 5～10 倍の罰金を科す。
- (5) 広告経営許可証を取り上げる。

前項の各号の処罰は併科することができる。

第 48 条 模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売方法を伝達した場合、市場監督管理部門は違法所得を没収し、かつ 1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。人体の健康、人身又は財産の安全を脅かす模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売方法を伝達した場合、主管部門は 5 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 49 条 市場監督管理部門の行政法執行人員が法により公務を執行することを妨害した場合、公安機関は「中華人民共和國治安管理処罰法」の規定に従い、法により処理する。

第 50 条 国家公務員に以下の状況がある場合、所属する組織又は上級主管部門は行政処分を与える。

- (1) 職権を利用し、本条例に掲げる違法行為がある組織又は個人を庇護した場合。
- (2) 追跡調査責任を負う国家公務員が、本条例に掲げる違法行為がある組織又は個人に対して、法律で規定される職責を履行しない場合。
- (3) 職権を濫用し、公務の地位を利用して私利を図り、本条例に掲げる違法行為を摘発、告発した通報者に報復を行い陥れた場合。
- (4) 職権、職務を利用し、許しを請う方法等をもって行政法執行人員による模倣、偽造・粗悪商品の取り締まり業務を妨害及び邪魔した場合。

第 51 条 違法行為者に以下のいずれかの状況がある場合、より重い基準に従って処罰する。

- (1) 模倣、偽造・粗悪商品を専門に生産、販売し、若しくは模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売のために条件又はサービスを専門に提供した場合。
- (2) 模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売した数量が多い場合。
- (3) 模倣、偽造・粗悪商品が他人に人身傷害又は大きな財産損失をもたらした場合。
- (4) 模倣、偽造・粗悪商品を生産、販売し、市場監督管理部門による取り締まり後、再犯した場合。
- (5) 模倣、偽造・粗悪商品の生産、販売を通報した者に対し報復を行った場合。
- (6) 模倣、偽造・粗悪商品を購入するよう他人に強制した場合。
- (7) 生産販売者が、無断で封印を開除、移転、廃棄し又は封印保管されている製品を販売した場合。
- (8) 暴力、威嚇又はその他の方法で行政法執行人員の公務執行を妨害し、邪魔した場合。
- (9) 取り締まり事件に関連する模倣、偽造・粗悪商品の生産地、生産者、供給者、販売者、倉庫保管者、運送者及びその他の関係者等の状況を提供せず又は事実通りに提供しない場合。

第 52 条 違法行為者に以下のいずれかの状況がある場合、情状に応じ、より軽い基準に従って処罰し、処罰を軽減又は免除することができる。

(1) 取り締まり事件に関連する模倣、偽造・粗悪商品の生産地、生産者、販売者、倉庫保管者、運送者及びその他の関係者等の状況を事実通りに提供した場合。

(2) その他の違法行為を摘発し、功労があった場合。

(3) 積極的に措置を講じ、模倣、偽造・粗悪商品による損害を有効に防止した場合。 第

第 53 条 違法行為者が関連資料の提供を拒否し、又は事実通りに提供せず、模倣、偽造・粗悪商品の総数量を確定できなくなった場合、取り調べて押収された模倣、偽造・粗悪商品の数量の 10 倍で模倣、偽造・粗悪商品の総数量を確定する。

第 54 条 本条例に違反し、刑法に従って犯罪を構成する場合、関連部門は速やかに司法機関に移送し、法により刑事責任を追及しなければならない。

第 55 条 本条例の規定に違反し、他人の人身又は財産に損害をもたらした場合、法により刑事責任又は行政責任を追及するほか、法律、法規に基づいて民事責任を負担しなければならない。

第八章 附則

第 56 条 本条例にいう「以上」、「以下」には同数が含まれる。条例にいう模倣、偽造・粗悪商品の総価値とは、同種の非模倣、偽造・粗悪商品の市場における一般小売価格により計算されるものを指す。

第 57 条 深セン市人民政府は本条例に従い、実施細則を制定することができる。

第 58 条 本条例は 1993 年 9 月 1 日から施行する。

出所：2019 年 11 月 13 日付け深セン市人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成

http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/201911/t20191114_18631029.htm